

清涼飲料水の成分規格の 変更のお知らせ

謹啓、時下増々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はご愛顧を受け賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年6月30日に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示」が公示され、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものについて、下記のとおり改正されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■ 変更日 令和7年6月30日（月）

■ 変更内容

清涼飲料水の個別規格のミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの項目に、「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」が追加

検査項目名	基準値
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の和として 0.00005mg/L 以下であること

■ 経過措置

令和8年4月1日前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

以上